

# 倒産局面における取締役の責任リスクと その軽減について（1）

木村健登

## 第一章 序論

第一節 問題の所在

第二節 検討の対象と論述の順序

## 第二章 カナダ会社法下における取締役の責任

第一節 序説：カナダの法制度等に関する基礎知識

第一款 連邦制と立法権の分割

第二款 株式会社の設立と設立地の選択

第三款 カナダの企業倒産法制の概要

第二節 会社法上の信認義務および注意義務違反に基づく責任

第一款 信認義務（fiduciary duty）

第二款 注意義務（duty of care）

第三節 抑圧救済制度（oppression remedy）に基づく責任

第一款 序説

第二款 「申立人」として認められる者の範囲（以上、本号）

第三款 「抑圧」「不公正な侵害」または「不公正な軽視」

第四款 倒産手続下における救済制度の射程

第四節 小括

## 第三章 従業員の未払賃金等にかかる雇用法上の責任

## 第四章 取締役の責任減免にかかる諸制度

## 第五章 日本法の検討

## 第六章 総括と今後の検討課題

## 第一章 序論

### 第一節 問題の所在

令和元年12月4日に成立した「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）」において、会社補償（430条の2）および役員等賠償責任保険（D&O保険）（430条の3）にかかる規律が、新たに会社法上に設けられることとなった。これらはいずれも「役員等にインセンティブを付与するとともに、役員等の職務の執行の適正さを確保する」<sup>(1)</sup>という目的の下に、取締役<sup>(2)</sup>が職務上負担し得る責任リスクに対して一定の保護を提供するものである。これらの制度が整備されたことによって、企業の財務状況が健全である場合（いわゆる「平時」）における取締役の責任リスクとの関係では、ある程度の保護が提供されることになったものと解されるが、他方で、債務超過状態にある企業（あるいは、法的倒産手続へと移行した企業）との関係では、これらの制度によってもなお、取締役に対する十分な保護は提供されないものと考えられる。

すなわち、上記の改正会社法の下では、会社補償とD&O保険とがいわば「車の両輪」<sup>(3)</sup>のように相互補完的に機能し合い、取締役に対する保護を提供することが想定されているものの、このうちの前者（会社補償）については、企業が補償を実施し得るだけの原資を有していることが前提となるため、企業の債務超過ないし倒産局面においては基本的には機能し得ないこととなる。また、より本質的な問題として、会社法430条の2に規定された改正法のルールの下では、同法429条1項に基づく損害賠償責任——次段落で述べるとおり、同条は債務超過ないし倒産企業の取締役に対して主要な責任リスクを提示するものと評価できる——との関係で会社補償を実施することが、そもそも禁止されている<sup>(4)</sup>。他方で、後者（D&O保険）についてはそのような致命的な制約は存在しないものの、たとえば約款上の免責条項に該当する場合<sup>(5)</sup>や、既に他の訴訟等のために填補限度

額 (limit) が使い果たされている場合など、状況によってはなお十分な保護機能を果たし得ないおそれもある。

以上に対して、わが国では会社法429条1項の下に、取締役が第三者に対して直接責任を負う旨が規定されており、また当該規定は伝統的に、倒産企業から債権を回収することができなくなった債権者が、取締役の個人責任を追及するための手段として利用されてきた<sup>(6)</sup>。このことから、わが国の取締役は、とりわけ企業の倒産局面（またはそれに先立つ債務超過局面）において、第三者との関係で相応の責任リスクに晒されてきたものと評価されることになるが、とりわけ会社法429条1項をめぐる近時の動向（下記）に照らして、このような責任リスクに対して十分な保護が提供されていない現状を放置することは、決して望ましくないことであると考えられる。

すなわち、著名な昭和44年最判（最判昭和44年11月26日民集23巻11号2150頁）をはじめ、従来会社法429条1項（または平成17年改正前商法266条の3）が問題とされた事例としては、支払見込みのない約束手形の振出し<sup>(7)</sup>や金銭借入れ<sup>(8)</sup>が実施された事例のほか、いわゆる「放漫経営」が問題とされた事例<sup>(9)</sup>、あるいは会社ぐるみでなされた詐欺的投資勧誘の事例<sup>(10)</sup>など、取締役による一種の「詐欺的行為」が問題とされているものが多く見られた。これらの行為類型との関係に限っていえば、そこから生じる個人責任リスクを軽減または免除するための仕組みが十分に整備されていない現状を、ことさらに問題視する必要はないとの考えも成り立ち得るところであろうが、近時は会社法429条1項に基づく責任追及訴訟の類型も多様化しつつあり、その中には他の取締役に対する監視義務や、いわゆる内部統制システム構築義務に違反したことが責任原因とされているものも散見される。

具体的には、たとえば①大分地判平成20年3月3日金判1290号53頁では、粉飾決算の発覚により下落した株価と当該株式の購入価額との差額が損害として主張された事案において、当該粉飾に積極的に関与していた代

表取締役らに留まらず、会計処理方法に疑念を抱きこれを改めるよう進言していた取締役との関係でも、監視義務違反を理由とする平成17年改正前商法266条の3第1項（現：会社法429条1項）の責任が肯定されている<sup>(11)</sup>。また、同じく監視義務違反が問題とされた事例として、②東京地判平成15年2月27日判時1832号155頁（丸莊証券事件）では、後に破産した証券会社による外国債券（仕組債）の販売に際して、社内において多数の販売員が説明義務を尽くさないで販売するような杜撰な販売体制を構築し、かつそのような体制を是正するための措置も取らなかったとして、代表取締役社長や営業担当取締役らの責任が肯定されている<sup>(12)</sup>。

他方、いわゆる内部統制システム構築義務との関係では、労働者（従業員）との関係で当該義務違反が問題とされた事例が目立つようになっている。たとえば③大阪高判平成23年5月25日労判1033号24頁（大庄ほか事件）では、飲食チェーンを全国展開している上場企業において、入社一年目の従業員が過労死したという事例につき、取締役は「会社に対する善管注意義務として、会社の使用者としての立場から労働者の安全に配慮すべき義務」（安全配慮義務）を負うところ、代表取締役をはじめとする同社の取締役らは、会社に「労働者の生命・健康を損なうことがないような体制を構築させ、長時間勤務による過重労働を抑制させる措置をとらせていたとは認められない」として、会社法429条1項に基づく責任が肯定されるに至っている<sup>(13)</sup>。その他、厳密には内部統制システムに関する事例ではないものの、同じく労働者に対する義務違反が問題とされたものとして、④大阪地判平成21年1月15日労判979号16頁（昭和観光事件）では、取締役には「会社に対する善管注意義務ないし忠実義務として、会社に労働基準法37条を遵守させ、被用者に対して割増賃金を支払わせる義務」が課されているところ、自社の従業員らから時間外手当の請求を受けていたにもかかわらずこれを放置し、会社をして当該未払賃金の支払いを行わせなかったとして、代表取締役をはじめとする三名の取締役の責任が肯定されている<sup>(14)</sup>。

これらの裁判例に代表されるように、近時は何らかの違法または不適切な行為に積極的に従事した場合に留まらず、(内部統制システムの構築を含む、広い意味での)「監視」に失敗したと評価された場合についても、取締役は第三者との関係で個人責任リスクを負担するおそれがあるといえる。そして、このような「監視」にかかる役割を主として果たすべき存在として、近時は社外取締役の役割が強調され、その導入・活用に向けた動きが一層進展していることにも鑑みると、とりわけ企業の債務超過ないし倒産局面において、これらのリスクに対する十分な保護を提供しないままとすることは、これらの動きを阻害する一因ともなりかねないという意味において、やはり望ましいものではないと考えられるだろう<sup>(15)</sup>。本稿はこのような問題意識に基づき、企業の債務超過ないし倒産局面においても、取締役の個人責任リスクとの関係で(少なくとも「平時」と同程度の)保護が提供されるようにするためにはいかなる制度上の改革が必要となるかについて、カナダ法——対象国の選定理由は次節において述べる——からの示唆を得ることを目的とした検討を行うものである。

## 第二節 検討の対象と論述の順序

### 一 検討対象国およびその選定理由

前節で述べた問題意識を踏まえ、本稿ではまず、①カナダにおける企業の取締役は、当該企業が債務超過状態にある場合、または法的倒産手続へと移行した場合において、第三者との関係でいかなる責任リスクに晒されているのか、および②当該責任リスクを減免するためのツールとして、カナダにおいては法律上いかなる制度が準備されているのかという二点について、これを明らかにするための検討を行う。

この点につき、比較検討の対象としてカナダ法を選定した理由としては、同国の法制度等に関する先行研究がわが国では少なく、したがってそれらを網羅的に紹介・検討することにも一定の学術的価値があると考えたこともあるが、より本質的には次のような理由が存在する。すなわち、カ

ナダの企業における取締役は、とりわけ企業の債務超過ないし倒産局面において、当該企業およびその株主らとの関係に留まらず、第三者との関係でも（複数の制定法に由来する）様々な責任リスクに晒されている。そして、そのような高い責任リスクが実務上の弊害——もはや倒産は不可避と判断した取締役らが、その後に降りかかるであろう責任リスクを回避するために、こぞって辞任してしまうという弊害——をもたらしたという歴史的背景<sup>(16)</sup>から、このような責任リスクを軽減するための様々な制度が、同国ではこれまでに導入され、また活用されてきた。前節で述べたとおり、わが国では会社法429条1項の存在を理由として、債務超過ないし倒産局面にある企業の取締役が、第三者との関係で大きな責任リスクに晒されているものと解されるどころ、この問題をより深く分析するにあたっては、以上のような性質を有するカナダ法を参照することが非常に有益になると考えたためである。

なお、取締役の責任およびその減免という本稿のテーマとの関係では、一般に米国法（とりわけデラウェア州法）が参照されることが多い。事実、直近の法改正（前節）において整備された会社補償制度およびD&O保険のいずれについても、そのような米国の議論に大きな影響を受けていることが推察されるなど、このテーマについて論じる上で米国法がきわめて重要な意義を有していることに異論はないが、にもかかわらず本稿が敢えてこれを検討対象から除外したのは、以下のような理由に基づく。すなわち、そのような米国法（デラウェア州法）は、その比較対象としての重要性および有用性ゆえに、既に多数の先行研究において相当程度議論が尽くされているのが現状であり、そこから本稿がさらにこれについて検討を加えたとしても、それによって新規に何らかの（独自性を有する）知見を得ることは困難であると判断したためである<sup>(17)</sup>。これについては批判もあるところであろうが、さしあたり検討の対象を「企業の債務超過ないし倒産局面における取締役の対第三者責任」に限定する限りにおいては、カナダ法から十分な示唆を得ることが出来るというのが筆者の認識であり、そ

のような理由から本稿は、米国法を検討対象から除外している。

## 二 検討する責任の範囲

前述のとおり本稿は、債務超過ないし倒産局面にあるカナダの企業の実務取締役が、第三者との関係でいかなる責任リスクに晒されており、またそれらの責任を減免するために法律上どのような制度が用意されているかについて、分析・検討するものである。このような目的に鑑みて、本稿で取り扱うカナダ法の範囲は、以下に限定することとする。

第一に、検討の対象とする責任は、取締役の「第三者に対する責任」に限定する。したがって、取締役の責任を企業自身が追及する場合——派生訴訟（derivative action）による場合も含む——については、本稿では取り扱わない。また、規制機関（典型的には、オンタリオ州証券委員会 [OSC] をはじめとする各州の証券委員会）によってなされる諸々の執行活動についても、検討の対象外とする。第二に、本稿では、企業の財務状況が健全な場合（いわゆる「平時」）における取締役の責任は検討対象に含めず、企業が債務超過状態または倒産状態にある場合における取締役の責任のみを検討する。また、ここにいう倒産状態の中には、当然ながら、企業が法的倒産手続を利用して経営再建を図っている（あるいは事業の清算を行っている）場合も含まれることから、本稿では取締役の倒産法上の責任等についても、必要な範囲でこれを取り扱うこととする。

## 三 論述の順序

以上の諸点を踏まえ、本稿ではこれ以降、次のような順序で議論を進めていく。まず、第二章では、第一節においてカナダの法制度等に関する基礎知識を確認した後に、続く第二節以下において、カナダの実務取締役が（企業の債務超過ないし倒産局面において）晒されている「会社法上の」責任リスクについて検討していく。具体的には、第二節では取締役の信認義務違反および注意義務違反を理由とする責任リスクについて、第三節では抑圧

救済制度（oppression remedy）に由来する責任リスクについて、それぞれ検討を行う。その後、第三章では取締役の「雇用法上の」責任リスク<sup>(18)</sup>として、従業員の未払賃金等にかかる取締役の個人責任リスクについて検討を（倒産手続下における特有の事情も考慮しつつ）行う。

第四章では、前二章における検討から明らかとなった取締役の責任リスクに関して、カナダ法の下ではいかなる制度を通じてこれに対処されているかについての検討を行う。具体的には、第一節では会社法上の救済制度として、business judgment rule<sup>(19)</sup>、会社補償制度、および責任保険（D&O 保険）について、第二節では倒産法上の救済制度として、取締役に対する請求の一部免除（Compromise of Claims）および Directors' Charge について、それぞれ検討を行っていく。その後、第五章では日本法の検討として、現行法下における責任減免制度について再確認した後に（第一節）、カナダ法から示唆を得る形でいくつかの改善提案を行う（第二節）。最後に、第六章において本稿の議論を総括するとともに、残された検討課題についての確認を行い、結びとする。

## 第二章 カナダ会社法下における取締役の責任

### 第一節 序説：カナダの法制度等に関する基礎知識

#### 第一款 連邦制と立法権の分割

カナダは、10の州（Province）<sup>(20)</sup>と3つの準州（Territory）<sup>(21)</sup>から成る連邦国家であり、伝統的に、英国法の影響を強く受けたコモン・ロー型の法体系<sup>(22)</sup>が採用されている（ただしケベック州においては、コモン・ロー型ではなく大陸法型の法体系が採用されている）。

また、同じく連邦制を採用する米国と同様に、カナダにおいても、立法権が連邦議会と州議会とに分割されている。もっとも、そこでの権限分配の在り方は米国とやや異なっており、たとえば証券法分野が州議会の専決事項とされるなど、全体的に見て（少なくとも企業関連法の分野については）



州議会により広範な立法権が与えられているものと評価できる<sup>(23)</sup>。

## 第二款 株式会社の設立と設立地の選択<sup>(24)</sup>

カナダでは、株式会社を含む事業法人は、連邦または任意の州を選んで設立することが可能である。その上で、カナダにおいては連邦法下の事業法人を統制するための法令（Canada Business Corporations Act [CBCA：カナダ事業会社法]）と、自州の事業法人に関する州独自の法令（Ontario Business Corporations Act [OBCA：オンタリオ州事業会社法] など）とが併存していることから、カナダの事業法人は、設立地の選択によってそれぞれ異なる法令（会社法）の適用を受けることになる。

このような設立地の選択に関して、連邦法下で設立した事業法人は、特段の手續を要することなく、カナダ全土でその名称を使用することが可能となるため、カナダ国内の大企業の多くは、連邦法下で設立された（したがって、CBCAの適用を受ける）ものである。他方、特定の州における設立件数については、やはりカナダの政治・経済の中心地であるオンタリオ州下での設立件数が最も多いようである。本稿では、カナダの企業の取締役の責任リスクおよびこれに対する減免制度を検討するにあたり、原則としてCBCAとOBCAの二つを（会社法との関係では）参照することとしているが、これは、以上のようなカナダの実情を踏まえてのことである。

## 第三款 カナダの企業倒産法制の概要

カナダにおいて倒産法は、連邦議会の専属的な立法権に属する領域である（注23参照）。したがって、法的倒産手續へと移行した企業は、設立地のいかにかわからず、連邦法たる倒産法の規定に服することとなる<sup>(25)</sup>。

そして、カナダにおいては、企業の法的倒産手續を規律するための連邦法として、① Bankruptcy and Insolvency Act [BIA：破産・支払不能法] と、② Companies' Creditors Arrangement Act [CCAA：会社債権者整理法<sup>(26)</sup>] の二種類が用意されている。前者（BIA）は個人・企業双方

の破産手続および再生手続を広く取り扱うものであり、企業による申立ての場合 (Division 1 Proposal) と個人による申立ての場合 (Consumer Proposal) とで、それぞれ異なる規定を設けているのが特徴である。他方、後者 (CCAA) は大企業向けの事業再生手続であり、500万カナダドル (本稿公表時点のレートで約4.6億円) 以上の負債額を有する企業のみが利用することができる (CCAA s. 3(1))。また、CCAA は全63条という少ない条文数から構成されており、裁判所による適切な裁量権の行使を前提とした手続の柔軟性を最大の特徴としている。なお、CCAA の下では、監督委員 (Monitor) による監督の下、現経営陣が統投して経営再建を図るという DIP 型の手続が原則とされている。

## 第二節 会社法上の信認義務および注意義務違反に基づく責任

カナダにおいては、元来、取締役の職務上の義務はコモン・ロー上の義務として生じたものであるが、現在ではそれらの義務の大部分が、連邦または各州の会社法の中に明文の規定の形で——その多くは、義務内容をより強化する形で——組み込まれている<sup>(27)</sup>。そこで、本節ではまず、それらの会社法上の義務のうち、企業の債務超過ないし倒産局面において特に重要となる (より正確には、当該局面においても変わらず重要であり続ける) ものの典型である「信認義務 (fiduciary duty)」および「注意義務 (duty of care)」を取り上げ、それらの義務の基本的内容や、当該義務違反と第三者に対する責任との関係性等を整理し、検討していくこととする。

### 第一款 信認義務 (fiduciary duty)

#### 一 信認義務と債権者利益との関係性

CBCA122条(1)項(a)号 (OBICA134条(1)項(a)号も同内容) は、自身の権限の行使および義務の履行にあたって、すべての取締役および役員らは、企業の最善の利益のために公正かつ誠実に (honestly and in good faith) 行動すべきであるとの義務を課しており、判例上、これは取締役の「信認義

務 (fiduciary duty)』<sup>(28)</sup>として整理されている [Peoples 判決<sup>(29)</sup>]。そして、取締役がこのような義務に違反したものと評価された場合、当該取締役は、これによって生じた損害を個人的に賠償すべき責任を負うこととなる。

本稿の検討対象との関係では、取締役らに「企業の最善の利益」に即した行動を求めるこのような信認義務が、企業の債務超過ないし倒産局面において、「債権者らの最善の利益」を考慮すべき義務へと転化するかが重要となる。この点、わが国の学説の中にも、主として米国（とりわけデラウェア州）の裁判例<sup>(30)</sup>等を参照しつつ、企業の債務超過時点では、残余請求権者 (residual claimants) の地位が株主から債権者へと移行すると考えられること等を理由として、取締役の行為規範が「株主利益の最大化」から「債権者利益の最大化」へと転化する旨を主張する見解が、これまでも複数提示されてきたところである<sup>(31)</sup>。

仮にこのような債務超過時点を基準とする行為規範の転化が認められるならば、当該局面において、取締役が第三者（ここでは債権者）との関係で個人責任を負担するリスクも相応に高まることとなる。しかしながら、カナダにおいてはこのような立場は判例上明確に否定されており、企業の債務超過局面においても、取締役はなお（債権者ではなく）当該企業それ自体の最善の利益のために行動すべきである旨が明示されている。

すなわち、Peoples 判決において最高裁は、「企業が財政難の場合であっても、取締役はなお……企業の最善の利益のために行動することを注意深く試みるべきであり、特定のステーク・ホルダー集団の利益を優先して行動すべきではない」<sup>(32)</sup>として、Peoples 社の破産管財人による請求——Peoples 社の取締役（親会社である Wise 社の取締役を兼務）である Wise 兄弟は、Wise 社の経営状態の改善のために Peoples 社の債権者らの利益を犠牲とするような経営判断を下した点において、CBCA122条(1)項(a)号における信認義務に違反したと主張するもの——を退けている。このような先例が存在することから、カナダにおいては、企業の債権者らが（とり

わけ企業の債務超過局面において) 取締役の信認義務違反を攻撃して損害の回復を図ることは、実際上は困難であるとの理解が一般的である<sup>(33)</sup>。

## 二 取締役のその他の義務との関係性

前述のとおりカナダにおいては、最高裁の *Peoples* 判決によって、取締役は企業の債務超過局面においてもなお、債権者の利益を最大化すべき信認義務を負わないこととされた。もっとも、最高裁が上記のような結論を基礎づけるにあたって、債権者らには「意のままに利用することができる他の有効な救済手段——すなわち、抑圧救済制度 (oppression remedy) および注意義務違反に基づく請求——が用意されていることに照らせば、CBCA122条(1)項(a)号の〔信認義務〕の中に、債権者の利益を読み込む必要性は存しない<sup>(34)</sup>との指摘を行っている点については、今後の議論との関係で注目がなされるべきである。なぜならば、当該判示部分は、債務超過状態にある企業の債権者は「注意義務違反に基づく請求」または「抑圧救済制度」という他の手段を利用することを通じて、自らが被った損害の回復を図る余地があるということ、最高裁が認めたものとして読むことができるためである<sup>(35)</sup>。この点については、次款以下で改めて検討を行う。

## 第二款 注意義務 (duty of care)

### 一 CBCA における注意義務の内容

CBCA122条(1)項(b)号は、自身の権限の行使および義務の履行にあたって、すべての取締役および役員らは「相応に思慮深い者 (reasonably prudent person)」が類似の状況下において行使するであろう注意および技能を行使すべきであるとの義務を課しており、判例上、これは取締役の「注意義務 (duty of care)」として整理されている<sup>(36)</sup>。そして、取締役がこのような義務に違反したものと評価された場合、当該取締役はそれによって生じた損害を個人的に賠償すべき責任を負うこととなるのは、前述の

信認義務の場合と同様である。

そして、前款でも述べたとおり、最高裁は *Peoples* 判決において、取締役はこのような注意義務を、株主との関係に留まらず債権者との関係でも負うことになる旨を示した。その根拠として、同判決では、義務の対象が条文上明確に定められている信認義務とは対照的に、注意義務については条文上そのような限定は付されていない（したがって、債権者をはじめとする他のステーク・ホルダーらも、当該義務の対象に含まれるものと考えられる）ことが指摘されている<sup>(37)</sup>。

注意義務違反の評価に関して、最高裁によれば、これは「主観的基準」ではなく「客観的基準」に照らしてなされるものであるが、その際には、取締役による意思決定がなされた文脈——当該事案における様々な事実関係や、決定当時の社会情勢等——も考慮に入れられるべきであるとされる<sup>(38)</sup>。また、あらかじめ社内に優れたガバナンス・ルールを整備しておくことは、注意義務違反の申立てから取締役を保護する盾となり得る旨も示されている<sup>(39)</sup>。その他、取締役の注意義務違反を攻撃する債権者らは、①取締役が条文上の注意基準（standard of care）に違反したこと、②自身に損害が生じたこと、および③①と②の因果関係の存在を主張・立証すべきであるとされる<sup>(40)</sup>。

以上のように、カナダの企業の取締役は、CBCA122条(1)項(b)号に基づき、債権者その他のステーク・ホルダーらとの関係でも注意義務を負うものとされている。加えて、CBCAの下では、注意義務を含む制定法上の責任から取締役を解放することを内容とした一切の契約、基本定款または附属定款上の規定、および株主総会決議（ただし、146条(5)項に基づいてなされる株主全員の同意は除く）は効力を有しないものとされている<sup>(41)</sup>のであって（122条(3)項）、この点だけを捉えれば、カナダの取締役は、債権者その他の第三者との関係で、相応の責任リスクに晒されているとの評価が妥当するようにも思われる。しかしながら、実際には以下の理由により、注意義務違反を理由とした取締役の（第三者との関係での）責任リスクは、

そこまで大きなものではないとの評価がなされている。

第一に、カナダ法の下でも、わが国や米国の場合と同様に、裁判所は取締役らによってなされた経営上の意思決定を尊重すべきであり、そこでの決定内容の是非に事後的に介入することは差し控えるべきであるとするルール（business judgment rule）が判例上確立している。これについては、第四章第一節第二款において改めて詳細な検討を行うが、このようなルールが存在することにより、注意義務違反に基づく請求との関係では、取締役に対しては實際上強力な保護が与えられることとなる。第二に、カナダでは訴訟費用に関して敗訴者負担制度が採用されているところ、当該制度の存在によって、債権者個人による（取締役に対する）訴訟提起が抑止されているとの指摘も見られる<sup>(42)</sup>。

## 二 Peoples 判決に対するオンタリオ州の反応と、OBCA における注意義務

前述のとおり、最高裁は *Peoples* 判決において、取締役は債権者をはじめとする様々なステーク・ホルダーの関係でも、CBCA122条(1)項(b)号に基づく注意義務を負うことになる旨を示した。ところで、同判決が出された2004年時点においては、取締役の注意義務について規定したOBCA134条(1)項(b)号の文言は、CBCA122条(1)項(b)号におけるそれと全く同一であったことから、同判決を根拠として、今後はオンタリオ州法の下でも債権者が注意義務違反を理由として取締役を訴える途が新たに拓かれたのだと考える立場も、当時は有力に主張されていたようである<sup>(43)</sup>。

しかしながら、その後の2007年改正においてOBCA134条(1)項(b)号には変更が加えられ、取締役の注意義務はもっぱら企業に対してのみ向けられたものであることが、条文上明確化されることとなった<sup>(44)</sup>。したがって、現行のOBCAの下では、前述のCBCAの場合とは対照的に、そもそも取締役は債権者その他のステーク・ホルダーらとの関係で、会社法上の注意義務違反を理由とする個人責任リスクを負担していないということに

なる。

### 三 小括

本節では、カナダの取締役は、債権者その他の第三者に対して、会社法上の信認義務ないし注意義務違反（CBCA122条(1)項各号；OBCA134条(1)項各号）を理由とする個人責任リスクを負担しているかについて検討を行った。その結果は、それぞれ以下のとおりである。

まず、取締役に「企業の最善の利益のために……行動すべき」ことを要求する信認義務との関係では、当該義務はあくまで「企業」に向けられたものであり、当該企業の財務状況の悪化を理由として、これが「債権者」に対する義務に転化することはないということが、カナダにおいては判例上明確にされていることが明らかとなった。その根拠としては、(1) 条文上の文言（当該義務が企業に対するものである旨を明示）に加えて、(2) 債権者らも利用可能なその他の救済手段が、会社法上既に用意されていることも指摘されている。

次に、取締役に「相応に思慮深い者……が行使するであろう注意および技能」を行使すべきことを要求する注意義務との関係では、CBCAの場合とOBCAの場合とでそれぞれ異なる帰結が導かれている。すなわち、一方でCBCA122条(1)項(b)号の下では、注意義務の対象に特段の限定が付されていないことから、取締役は債権者その他のステーク・ホルダーとの関係でも、当該義務違反を理由とした個人責任を負うことがある旨が、判例上明確化されていることが明らかとなった。もっともこの点については、後述の business judgment rule が、取締役に対する強力な保護を提供していること〔第四章第一節第二款〕や、訴訟費用に関する敗訴者負担制度の存在が、債権者ら個人による訴訟提起を抑制していること等が理由となり、取締役は実際上あまり大きな責任リスクには晒されていないとの指摘も見られるところである。他方で、OBCA134条(1)項(b)号との関係では、2007年の法改正により注意義務もまた（信認義務と同様に）もっぱ

ら企業に対する義務である旨が明確化されたため、取締役が当該義務違反を理由として、債権者らに対して個人責任を負うことはないということが明らかとなった。

一般論として、企業に対して何らかの債権を有する者は、とりわけ当該企業が債務超過状態にあり、そこからの直接的な債権回収が期待できないような場合には、当該企業の実務取締役による会社法上の義務違反を攻撃することを通じて、実質的な債権回収の実現を図りたいと考えるはずである。わが国においては、このような債権者らのニーズに応えるものとして、会社法429条1項に基づいて取締役の善管注意義務ないし忠実義務違反を追及するという手段が長らく用いられてきたわけであるが、上記の結果からも明らかのように、カナダにおいては、債権者らがそのような手段を用いて（実質的な）債権回収を実現することは、不可能〔OBCAの場合〕ないし非常に困難〔CBCAの場合〕だということになる。

もっとも、このことから、債権者その他のステーク・ホルダーとの関係で、カナダの企業の実務取締役が（当該企業の債務超過ないし倒産局面において）会社法上特段の責任リスクに晒されていないと結論付けるのは早計である。すなわち、前述の *Peoples* 判決でも示唆されるように、債権者が取締役の会社法上の責任を追及するにあたっては、抑圧救済制度（oppression remedy）というもう一つの制度を活用することも考えられることから、取締役の会社法上の責任リスクを評価するにあたっては、当該制度の検討も併せて行うことが必要となるためである。したがって、以下では節を改め、このような抑圧救済制度について詳細に見ていくこととする。

### 第三節 抑圧救済制度（oppression remedy）に基づく責任

#### 第一款 序説

CBCA 241条(1)項および(2)項は、取締役の行為または彼らによる権限行使等が、債権者をはじめとする特定のステーク・ホルダーに対して「抑圧的な」方法によって、あるいは彼らの利益を「不公正に侵害または軽視



する」方法によってなされた場合には、申立人（238条）の請求に基づき、裁判所は当該「抑圧」等を是正するための命令を下すことができる旨を定めている。このような制度を、抑圧救済制度（oppression remedy）という（OBCA 248条(1)-(2)項にも同様の規定が存在）<sup>(45)</sup>。

このような抑圧救済制度に関する規定は、1948年英国会社法210条の下で（解散命令に代わる）少数株主への保護手段として認められていた制度<sup>(46)</sup>を取り入れる形で、1975年のカナダ事業会社法制定に際して導入されたものであるが、もっぱら株主のみが（株主として被った損害の回復のために）利用可能であった<sup>(47)</sup>英国の場合とは対照的に、カナダ法における抑圧救済制度は、証券保有者、取締役または役員、および裁判所が「適格者（proper person）」として認めたその他の者に対して、広く申立人としての地位を認めた<sup>(48)</sup>点に特徴がある。そして、このような法制度上の特徴も手伝ってか、カナダにおいてこれまでに取締役の債権者に対する（会社法上の）義務が問題となった事例の大半は、抑圧救済制度に基づく債権者の申立てによるものであると指摘される<sup>(49)</sup>。したがってこのような制度は、本稿の分析との関係でも非常に重要な意義を有するものであるといえる。

## 第二款 「申立人」として認められる者の範囲

抑圧救済制度は、連邦および各州の会社法において定義されるところの申立人（complainant）のみが利用可能な制度である。そして、前述のとおりカナダにおいては、このような申立人にかかる地位が株主以外も広く含むものとして定義されている点に一つの特徴がある。もっとも、本稿が検討対象とする CBCA および OBCA の下では、申立人は証券保有者、取締役または役員、および裁判所が「適格者（proper person）」として認めたその他の者に限定されており、証券保有者たる社債権者を除けば、債権者は直接的には申立人の範囲に含まれてはいない<sup>(50)</sup>。このことから、債権者が抑圧救済制度に基づく救済申立てを行うにあたっては、同人が条文上の「適格者」に該当するか否かが、第一に問題とされることになる。

### 一 いわゆる「従来型」の判断枠組みについて

この点に関しては、後述の *Peoples* 判決および *BCE* 判決が出される以前より、裁判例上様々な判断基準が提示されてきたが、その中でも、アルバータ州女王座裁判所 (Court of Queen's Bench) の *First Edmonton* 判決<sup>(51)</sup>による判断基準が、その後の多くの裁判例<sup>(52)</sup>にも継承されてきたとされる。同判決の基準によれば、債権者が「適格者」として認められるためには、まず、①当該債権者が会社の経営方針に関して特定の正当な利益を有しているか、または取締役による事業指揮の在り方について直接の経済的利益を有しているという意味において、「少数株主類似の地位」になければならないとされる。その上で、②申立ての対象とされた取締役の行為等が、申立人の「合理的期待」を侵害するものでなければならぬとされる。そして、この場合における「合理的期待」とは、単なる“wish list”ではなく、申立人と企業との間で交わされた合意の一部ともみなし得る程度の「期待」である必要があるとされる<sup>(53)</sup>。

### 二 「最高裁型」の (より緩やかな) 判断枠組みについて

前記のような (いわば「従来型」の) 判断枠組みに対して、最高裁は *Peoples* 判決 (2004年) および *BCE* 判決<sup>(54)</sup> (2008年) の二件を通じて、「適格者」の認定にかかるより緩やかな判断基準を提示するに至った。具体的な判示は、それぞれ以下のとおりである。

第一に、*Peoples* 判決において最高裁は、「企業の財務状況が悪化するにつれて、債権者利益の重要度が増加するという事実は、とりわけ……CBCA241条の下で抑圧救済制度にかかる申立てを行い得る『適格者』としての地位を認める旨の裁量権を [裁判所が] 行使するにあたり、重要とされる傾向がある」<sup>(55)</sup>として、企業の債務超過局面においては、債権者に「適格者」としての地位が認められやすくなるとの一般論を示した。

第二に、*BCE* 判決において最高裁は、すべての局面における申立て一般に妥当する判断基準として、(1) 抑圧救済制度に基づく申立てに理由

があるかは二段階の審査を経て判断され、申立人の「適格性」の有無は、このうちの第一段階の審査に服すること<sup>(56)</sup>、および(2)第一段階の審査においては、前記「一」(従来型)の①の要素(少数株主類似の地位～)は考慮されず、もっぱら②の「合理的期待」の侵害の有無のみが考慮されることの二点を明確化した。その上で、申立人の期待が「合理的」なものか否かについては、一般的な商慣行、当該企業における過去の慣行、当事者間の関係性、申立人が取り得る自衛手段の有無等の要素を考慮した上で判断されることとなる<sup>(57)</sup>が、その中でも「一般的な商慣行」はとりわけ重要であり、申立人による法的権利の行使を阻害または挫折させるような「一般的な商慣行からの逸脱」は、(必然的にはではないものの)多くの場合において、救済対象者としての地位を生じさせるとした<sup>(58)</sup>。また同判決は、小規模閉鎖会社の取締役には、大規模公開会社の取締役と比してより「厳格な形式主義」から逸脱する裁量権が認められているとの一般論を指摘した後に、そのような小規模閉鎖会社の事例においては、申立人と取締役との個人的関係性を理由として、合理的期待の存在が生じる余地があるとした<sup>(59)</sup>。

### 三 小括

以上のような基準に基づき、カナダでは現在に至るまで多くの裁判例において、債権者にこの「適格者」としての地位が認められてきたと指摘される<sup>(60)</sup>。このような一面のみを捉えると、カナダの抑圧救済制度は、とりわけ小規模閉鎖会社の債権者にとっては比較的利用しやすい——その裏返しとして、そのような企業の取締役にとっては大きな責任リスクとなり得る——制度のようにも映るが、同制度に基づいてなされた申立てが実際に認容されるためには、債権者にこのような地位が認められることに加えて、問題とされた取締役の行為等が「抑圧的」「不公正な侵害」または「不公正な軽視」という三類型のいずれかに該当することも必要となる(CBCA 241条(2)項; OBCA 248条(2)項)。そこで次款では、このような後

者の要件について検討していくこととする。

#### [付記]

本稿は、筆者が令和3年1月に神戸大学大学院法学研究科に提出した同一タイトルの博士学位論文の一部に、必要な加筆・修正を施したものである。また本稿は、令和2年度科学研究費（研究活動スタート支援）（課題番号20K22062）による研究成果の一部でもある。

#### 注

- (1) 法務省民事局「会社法の一部を改正する法律の概要」(available at: [http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00001.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00001.html))。
- (2) なお、会社補償およびD&O保険はいずれも、取締役以外の役員等（監査役、執行役、会計監査人等）についても保護対象に含めるものであるが、本稿では分析上の都合から、このうちの取締役に絞って、これ以降検討を行うこととする。
- (3) 神田秀樹ほか「座談会：『コーポレート・ガバナンスの実践』に関する会社法の解釈指針について」商事2079号11頁〔中江発言〕(2015)。
- (4) 詳述するに、令和元年改正において導入された会社補償制度（条文上は補償契約）の下では、「当該役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における……損失」（430条の2第1項2号）のうち、「役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったこと」に起因する損失については、補償の対象から除外するものとされている（同条2項3号）。そして、会社法429条1項に基づく取締役の責任は、条文上、当該取締役が「その職務を行うについて悪意又は重大な過失があったとき」にのみ生じるものとされていることから、上記の規定に照らして、このような責任が補償契約によってカバーされる余地はないということになる。
- (5) この点に関して、企業の倒産局面において、管財人または再生債務者（DIP）が取締役に対して提起した（当該企業に対する任務懈怠責任〔会社法423条1項等〕を追及する）訴訟が、約款上の免責条項に該当する可能性を指摘したものとして、拙稿「倒産局面における企業の取締役とD&O保険による保護可能性——連邦倒産法Chapter 11と、民事再生法・会社更生法の比較を通じた分析——」損害保険研究80巻2号153頁以下（2018）。
- (6) 岩原紳作編『会社法コンメンタール9機関（3）』339-340頁〔吉原和志〕（商事法務、2014）。

- (7) 本文中で掲げた昭和44年最判は、この類型に属する。
- (8) 東京地判平成3年2月27日判時1398号119頁（家庭教師派遣業を営む会社が、自社に近い将来倒産に至ることは確実であるとの認識を有しつつ、顧客に対する契約勧誘を継続した事例）など。
- (9) 大阪地判平成8年8月28日判時1601号130頁（常務取締役が交際費として毎年2億円以上を浪費したことに加え、無計画な事業拡大計画のために高利で1億円以上の借入れを行い、その金利負担等によって会社を倒産に至らしめた事例）など。
- (10) 大阪地判平成5年3月29日判タ831号191頁（周辺地域の開発により今後値上がりが見込まれるとして、山林原野を仕入れ値に比して法外な値段で販売したこと（いわゆる「原野商法」）が、会社ぐるみの詐欺商法と評価された事例）など。
- (11) 同判決の評釈として、受川環大「判批」金商1301号10頁。同事案では、該当する取締役はたしかに不適切な会計処理方法が粉飾決算に該当するとの認識の下、代表取締役らにこれを止めるよう進言してはいたものの、取締役会に諮ってこれを是正させるなどの積極的措置は取っておらず、かえって代表取締役らの指示に従ってこのような会計処理を継続していた。このことから、同人についても平成17年改正前商法266条の3第1項の責任が肯定されるに至っている。
- (12) 岩原編・前掲注(6)375頁〔吉原和志〕。また、同判決について詳細な分析を行った上で、従業員による不当な投資勧誘との関係で取締役が負うべき責任について検討した論稿として、山田泰弘「投資取引における従業員の不当勧誘に関する取締役の第三者責任」立命館法学299号513頁(2005)。
- (13) 同判決の評釈として、荒達也「判批」岩原紳作ほか編『会社法判例百選(第3版)』225頁(有斐閣、2016)；根本到「判批」法セ688号137頁(2012)；南健悟「判批」新・判例解説 Watch(法学セミナー増刊)12号263頁(2013)など。
- (14) 同判決の評釈として、浅野高宏「判批」季刊労働法228号187頁(2010)。また、取締役の労働者の対する損害賠償責任について検討するにあたり、その題材の一つとして同判決を取り上げている論稿として、南健悟「取締役の労働者に対する損害賠償責任——取締役の対第三者責任規定の適用範囲」労働法律旬報1737号6頁(2011)。なお、本件事案では、取締役ら三名のほか監査役(一名)についても、同様の理由に基づいてその責任が肯定されている。

- (15) なお、本文中で例示した①ないし④の裁判例は、いずれも形式的には、企業の非債務超過局面（いわゆる「平時」）における取締役の任務懈怠責任が問題とされたものであるが、責任原因とされた行為——金融商品にかかるさまざまな勧誘・販売体制を構築した／従業員の過労死を防ぐための体制を整備しなかったなど——の性質に鑑みて、それらはもっぱら「平時」においてのみ問題とされるものではなく、企業の債務超過ないし倒産局面（いわゆる「有事」）においても同様に問題となり得るものと解される。本稿の問題意識は、このような理解を前提に組み立てられたものである。
- (16) See, e.g., Geoffrey B. Morawetz, *Under Pressure: Governance of Financially Distressed Corporation*, in JANIS P. SARRA, ED. CORPORATE GOVERNANCE IN GLOBAL CAPITAL MARKETS (Vancouver: UBC Press, 2003) 275, 283-286; Fred Myers and Peter Kolla, *Directors Charges Under CCAA: Where are We Going and Why?*, at 13-14 (available at: <http://www.goodmans.ca/docs%5CKolla.pdf>).
- (17) とりわけ近時においては、山中利晃『上場会社の経営監督における法的課題とその検討——経営者と監督者の責任を中心に』（商事法務、2018）が、米・英・独の三か国を対象として、取締役の責任およびこれに対する救済制度の在り方についてきわめて詳細な分析を展開している。そして、前述のとおり本稿は、外国の法制度を紹介・検討した後にそこからわが国にも応用可能な知見を抽出するという（伝統的な）比較法的分析手法を用いるものであるところ、このような観点から改めて米国法の検討を行ったとしても、上記論稿と差別化し得るだけの新たな知見を得ることは困難であると判断した。
- (18) なお、ここにいう「雇用法上の」責任リスクとは、具体的には従業員の未払賃金等に関する責任リスクのことを指すものであり、その中には（雇用法ではなく）事業会社法を法文上の根拠とするものも含まれる。その意味で、このような用語法は厳密には正確ではないとも言えるが、カナダにおける体系書の多くも、未払賃金等に関する取締役の責任リスクを広く（事業会社法を根拠とするものを含めて）「雇用法上の」責任リスクとして整理している。そのため、本稿でもこれに従い、本文中で述べた用語法を採用している。
- (19) この点、カナダにおいても米国やわが国と同様に、business judgment ruleは判例法理として形成され、また発展してきたものであるため、正確には（制定法としての）会社法上の制度というわけではないが、本稿では構成上の都合からここで併せて取り扱うこととした。

- (20) ①オンタリオ (Ontario) 州、②ケベック (Québec) 州、③ブリティッシュコロンビア (British Columbia) 州、④アルバータ (Alberta) 州、⑤サスカチュワン (Saskatchewan) 州、⑥マニトバ (Manitoba) 州、⑦ノバスコシア (Nova Scotia) 州、⑧ニューブランズウィック (New Brunswick) 州、⑨プリンスエドワードアイランド (Prince Edward Island) 州、および⑩ニューファンドランド・ラブラドル (Newfoundland and Labrador) 州がここに含まれる。
- (21) ①ノースウェスト (Northwest) 準州、②ヌナブト (Nunavut) 準州、および③ユーコン (Yukon) 準州がここに含まれる。
- (22) もっとも、カナダ法は伝統的な英国法をそのまま享受したものではなく、地理的に近接する（また政治・経済的な重要度も高い）米国法の影響も色濃く受けながら、独自の発展を遂げてきたものであるとの評価が一般になされている。
- (23) その他、企業に関連する主要な法分野との関係では、①銀行法および倒産法分野については、連邦議会に排他的な立法権限が与えられており、他方で②年金関連の法分野については、州議会に排他的な立法権限が与えられている。なお、会社法分野については、この後本節第二款で別途説明を行う。
- (24) 本款における本文中の記述は、Torys LLP, *A Business Law Guide: Doing Business and Raising Capital in Canada*, at 11-12. (available at: <https://www.torys.com/insights/topics/business-law-guides>) の内容に依拠したものである。
- (25) このように、倒産法が連邦法として位置づけられている点において、カナダと米国とは共通しているものの、連邦裁判所たる倒産裁判所 (Bankruptcy Courts) が倒産事件の処理にあたる米国とは異なり、カナダにおいては、倒産事件にかかる管轄権は (連邦裁判所ではなく) 各州に設置された上位裁判所 (Superior Courts) に付与されている。このことから、実際上は、倒産法上認められた裁量権を裁判所が積極的に行行使するか否かにつき、州ごとに顕著な相違があるとの指摘がなされている (宮本聡「カナダの事業再生——最近の日系子会社の事例を踏まえて——」事業再生・債権管理 Newsletter 2019年4月号4頁 (available at: [https://www.ohebashi.com/jp/newsletter/NL\\_Restructuring\\_Debtmanagement\\_201904-P4-6-Miyamoto20190408.pdf](https://www.ohebashi.com/jp/newsletter/NL_Restructuring_Debtmanagement_201904-P4-6-Miyamoto20190408.pdf)))。
- (26) CCAA の訳語に関して、わが国ではおそらく会社債権者「調整」法と訳す立場が多数であると思われるが (そのような訳語を採用している例と

して、小山泰史「カナダ法における『制定法上のみなし信託』(statutory deemed trust)とその展開——民事再生型事業再建手続における ABL 担保権者との競合」信託研究奨励金論集34号43頁以下(2013)、英国倒産法制における“arrangement”の本来的語義(財産関係の整理)からすると、ここでも「調整」ではなく「整理」という語を充てるのがより適切であると考えられる。よって本稿では、CCAAの訳語として会社債権者「整理」法という語を用いることとした(なお、英米法圏における“arrangement”概念の意味および沿革等について詳細に解説したものととして、中嶋弘雅＝田頭章一編『英米倒産法キーワード』(弘文堂、2003)25頁以下[中嶋弘雅＝倉部真由美](初出：国際商事法務29巻6号746頁以下(2001))があるが、同書においても、CCAAには会社債権者「整理」法との訳語が充てられている)。

(27) JANIS P. SARRA AND RONALD B. DAVIS, DIRECTOR & OFFICER LIABILITY IN CORPORATE INSOLVENCY: A COMPREHENSIVE GUIDE TO RIGHTS AND OBLIGATIONS, [3rd. ed.] (Toronto: LexisNexis, 2015) at 15.

(28) この点、米国における信認義務は、一般に「注意義務」および「忠実義務(duty of loyalty)」から構成される概念として理解されているのに対し、カナダにおける同概念は、むしろこのうちの「忠実義務」のみを指すものとして理解されている点には注意が必要である。

(29) *Peoples Department Stores Inc. (Trustee of) v. Wise*, [2004] 3 S.C.R. 461 (S.C.C.).

(30) その際、デラウェア州の裁判例としては、*Credit Lyonnais* 判決(*Credit Lyonnais Bank Nederland, N.V. v. Pathe Communications Corp.*, 1991 Del. Ch. LEXIS 215 (Dec. 30, 1991).) や *Geyer* 判決(*Geyer v. Ingersoll Publications Co.*, 621 A.2d 784 (Del. Ch. 1992).) が参照されることが一般的である。

(31) 黒沼悦郎「取締役の債権者に対する責任」曹時52巻10号2901頁以下(2000)；桜沢隆哉「取締役の第三者に対する責任に関する一考察——倒産の局面における取締役の信認義務に対する株主と会社債権者の利害対立(2・完)」早稲田大学大学院法研論集122号75頁以下(2007)；神谷高保「会社債権者に対する取締役の信認義務の理論的構造——会社が倒産の危機に瀕した場合の取締役の義務と『取締役の第三者に対する責任』との関係についての序論的研究」法学志林106巻3号1頁以下(2009)など。

(32) *Peoples Department Stores*, [2004] 3 S.C.R., at 484.

(33) See, SARRA AND DAVIS, *supra* note 27, at 46-48.



- (34) *Peoples Department Stores*, [2004] 3 S.C.R., at 486.
- (35) なお、詳細はそれぞれ本節第二款（注意義務違反に基づく請求）および次節（抑圧救済制度）において述べるが、これらいずれの制度の場合についても、債権者がそれらを利用して取締役に対する訴訟を提起することができるかについては、条文上必ずしも明確にはされていない。
- (36) *Peoples Department Stores*, [2004] 3 S.C.R., at 476.
- (37) *Id.*, at 488.
- (38) *Id.*, at 491.
- (39) *Ibid.*
- (40) *Id.*, at 488.
- (41) この点については、わが国の学説においても度々参照される米国・デラウェア州において、取締役の注意義務違反にかかる責任を免除する旨の規定を基本定款の中に盛り込むことが許容されているのとは対照的である（*See*, Delaware General Corporation Law [DGCL], s. 102(b)(7)）。
- (42) SARRA AND DAVIS, *supra* note 27, at 51.
- (43) *Id.*, at 54.
- (44) 具体的には、同年の改正により、134条には以下の一語（強調部分）が付け加えられた。

134 (1) Every director and officer of a corporation in exercising his or her powers and discharging his or her duties to the corporation shall,……

(b) exercise the care, diligence and skill that a reasonably prudent person would exercise in comparable circumstances. [emphasis added.]

- (45) なお、抑圧救済制度の下で与えられる救済の内容は、必ずしも「損害賠償」に限られるものではなく、当該「抑圧」等を是正する上で最も適切であると考えられる救済手段であれば、裁判所は広くこれを命ずることができる（CBCA, 241(3); OBCA, 248(3)）。
- (46) 英国法上の抑圧救済制度については、たとえば、北沢正啓「少数株主保護の一方法——イギリス会社法210条について」鈴木竹雄ほか編『商法学論集：小町谷古希記念』53頁以下（有斐閣、1964）；山本忠弘「少数株主保護についての一考察」平出慶道ほか編『現代株式会社法の課題：北沢正啓先生還暦記念』546頁以下（有斐閣、1986）；川島いづみ「少数派株主に対する不公正な侵害行為等の救済制度（一）——カナダ会社法における制度の展開」民商98巻5号536頁以下（1988）；森江由美子「少数派株主保護の法理——抑圧および不公正な侵害行為の救済制度と株主代表訴訟制度による救済（一）」法と政治62巻3号35頁以下（2011）等の研究がある。

- (47) なお、1948年英国会社法210条における抑圧救済制度は、その適用要件が（本文中で述べた以外の要件との関係でも）非常に厳格に定められており、加えて、同制度に対する裁判所のアプローチも制限的であったことから、1980年会社法による改正がなされるまでの間、実際上はほとんど利用されてこなかった（同条による救済が認められた事案は、わずか二件のみであった）との指摘がなされる（森江・前掲注（46）44-45頁）。
- (48) CBCA, s. 238(a)-(d); OBCA, s. 245(a)-(c).
- (49) SARRA AND DAVIS, *supra* note 27, at 55.
- (50) 他方、アルバータ州事業会社法（Alberta Business Corporations Act [ABCA]）をはじめとする一部の州会社法の下では、債権者（Creditors）にも申立人としての地位が明示的に付与されている。もっとも、こちらの類型においても、債権者が実際に抑圧救済制度に基づく申立てを行うためには、当該債権者が申立てを行う上での「適格者」であると認められる必要があることから、実質的には両類型の間にほとんど差異はないといえる（*See*, ABCA, s. 239(b) (iii)-(iv)）。
- (51) *First Edmonton Place Ltd. v. 315888 Alberta Ltd.*, [1988] A.J. No. 511, 40 B.L.R. 28 (Alta. Q.B.).
- (52) *See, e.g., Precision Feeds Ltd. v. Rock Lake Colony Ltd.*, [1993] M.J. No. 561, 93 Man. R. (2d) 1 (Man. Q.B.); *LeBlanc v. Corporation Eighty-Six Ltd.*, [1997] N.B.J. No. 375, 37 B.L.R. (2d) 239 (N.B.C.A.); *Mackenzie v. Craig*, [1999] A.J. No. 239, 171 D.L.R. (4th) 268 (Alta. C.A.).
- (53) SARRA AND DAVIS, *supra* note 27, at 57.
- (54) *BCE Inc. v. 1976 Debentureholders*, [2008] 3 S.C.R. 560 (S.C.C.).
- (55) *Peoples Department Stores*, [2004] 3 S.C.R., at 484-485.
- (56) *BCE Inc.*, [2008] 3 S.C.R., at 590.
- (57) *Id.*, at 595.
- (58) *Ibid* (quoting *Adecco Canada Inc. v. J. Ward Broome Ltd.*, [2001] 12 B.L.R. (3d) 275 (Ont. S.C.J.); Gornitzki Thompson & Little Co., [1997] 147 D.L.R. (4th) 300 (Ont. Ct. (Gen. Div.))).
- (59) *Id.*, at 596 (quoting *Re Ferguson and Imax Systems Corp.*, [1983] 150 D.L.R. (3d) 718 (Ont. C.A.)).
- (60) SARRA AND DAVIS, *supra* note 27, at 56.